

平成28年第4回宮古島市農業委員会総会議事日程

1) 会議の日時 平成28年4月22日 金曜日 14時00分
会議の場所 上野庁舎 1階大会議室

2) 出席状況 委員数 27名

3) 議決の事項
日程第1 議事録署名員の指名について

10番 瑞慶覧 健一 11番 芳山 辰巳

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(賃貸借権の設定)

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

日程第5 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第6号 非農地証明願について

平成28年第4回宮古島市農業委員会総会 会議録

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	議席
1	與那覇 盛徳		○	11	芳山 辰巳	職務代理	○	21	濱川 清重		○
2	長濱 国博		○	12	川満 里志		×	22	池間 藤夫		○
3	砂川 博一		○	13	下地 博和		○	23	上里 弘		○
4	喜屋武 隆		○	14	奥浜 健		×	24	佐久田 寛勇		○
5	田名 和彦		○	15	砂川 栄徳		○	25	川満 盛幸		○
6	仲里 敏夫		○	16	下地 泰斗		×	26	前泊 芳男		○
7	仲里 長造		○	17	玉元 正助		○	27	新里 光徳		○
8	大浦 敏光		○	18	友利 光徳		○	28	前泊 恵		○
9	上地 洋美		○	19	下地 博次		○	29	渡真利 等		○
10	瑞慶覧 健一		○	20	久志 盛一		○	30	野崎 達男	会長	○

1. 開催日時 平成28年4月22日 金曜日 14時00分から15時50分

2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室

3. 出席委員 (27人) 委員数 (30人)

4. 欠席委員 (3人)

5. 議事録署名委員

議長 野崎 達男

10番委員 瑞慶覧 健一 11番委員 芳山 辰巳

6. 職務のために出席した者の氏名

局長 下地 明 次長 上地 寿男 次長兼農政係長 川満 秀盛
農地係長 川満 邦弘 主査 豊見山 徹 調整官 下地 一史

開 会 14時00分

閉 会 15時50分

議長 ただ今から、平成28年第4回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は27名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。本日、3名欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、10番瑞慶覧健一委員、11番芳山辰巳委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の豊見山徹氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）は5件でございます。
まず、受付番号1番から5番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号1番から5番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から5番までは、議案書10ページから14ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は宮原、一周道路沿いにある宮原水辺公園とよばれている場所より約300メートルのところ

に位置し、現在はドラゴンフルーツを中心とした果樹栽培が行われております。

7番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、狩俣集落入り口左側にある団地より東側に位置している不在地主物件で、そこで長年農業をしている申請人が購入を希望しています。

17番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、長山港から伊良部高校向け道路の中間あたりにある伊良部ファームポンドを北へ約300メートルのところ

に位置し、現在はサトウキビの収穫あとの耕作地となっております。
申請人は、建築業と兼業でサトウキビ栽培をしています。

21番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地の東原・宮古田原地区は、来間集落内の坂道を上り左側約200メートル行った十字路

から左へ約400メートル右手に位置し、草地でした。

入間原地区は、南側集落の最初の十字路を左へ約1.2キロメートル海岸向け左手に位置し、草地、サトウキビの収穫あとでした。

29番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、来間にある宮古田畜産から北側約100メートルのところにある住宅東側に位置し、カボチャ収穫後、草地にする予定です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

4番委員 受付番号4番、5番に関連して質問します。
申請人（保良さん）は大規模な畜産農家であると思いますが、約5ヘクタールを有償移転し、約6反を購入して規模拡大と言っていますが、逆に規模縮小になるのではないですか。

事務局 受付番号4番、5番について、登記簿上の所有者は申請人（保良さん）になっていますが、実際は本土企業によって仮登記がなされています。農地の所有権を地元に戻したいという意向に添って申請を受け付けました。よって、申請者名については、書類上やむを得ないという事でご理解いただきたいと思ひます。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）」受付番号1番から5番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用・賃貸借権の設定）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、1件でございます。まず、受付番号6番の説明をいたします。

【議案第1号、受付番号6番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号6番は、議案書15ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

18番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、加治道集落北側に位置し、土地改良も終わっております。申請人は、サトウキビ栽培を頑張っております。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号6番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。次に、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）は、8件でございます。まず、受付番号7番から14番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号7番から14番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号7番から14番までは、議案書16ページから23ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）」受付番号7番から14番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。次に日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権設定）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（利用権の設定）は、4件でございます。まず、受付番号1番から4番までの説明をいたします。

【議案第2号、受付番号1番から4番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

9番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

1番の農地の所在は、与那覇カーシ原、与那覇線から東急に入る入口から約20メートルほどのところ左側に位置しています。

上地カアス原は、上地集落南、前浜近くの食堂から約20メートルほど先にある十字路を西向け約50メートルほど進んだところにある十字路をさらに右折したすぐ西側に位置しています。

上地ヤージ原は、ツヌジ御嶽から約300メートル東側の道路を皆愛向け約200メートル先の三叉路を右折して約200メートルのところに位置しています。最近までたばこ畑として小

作されていましたが、小作人が離農したため申請人に利用権設定することになりました。申請人は、サトウキビの無農薬栽培をされており、本土企業と提携して黒糖や糖蜜作りを行っております。また、施設園芸にも力を入れており、かなり意欲的な担い手です。

1 1 番委員 受付番号2番から3番について、現地調査の結果を報告いたします。
2番の農地の所在は、西辺集落北側、西側、信号から成川向け約500メートルほど行ったところにあるカーブ右手に位置し、今期収穫後のサトウキビのカブだし管理がされています。
3番の農地の所在は、上野改善センター西側隣に位置し、現在は休耕地になっていますが、申請者が畑にして頑張りたいという事です。

5 番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、城辺中学校体育館裏の道を隔てた東側に位置し、現在は収穫後のサトウキビのカブだし管理がされています。申請者は、カラオケハウスを運営しながら、サトウキビ栽培も頑張りたいという事です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（所有権移転）は4件でございます。
まず、受付番号1番から4番までの朗読説明をいたします。
【議案第3号、受付番号1番から4番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

5 番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、西方、長中公民館東側道路を約100メートルほど下に行くと大きな十字路があり、それを西側へ約200メートル行くとS字カーブがあります。長北方面向け約150メートル行くと畜舎があり、その西隣に位置しています。現在は、サトウキビの夏植えがされています。
東方原は、長中公民館から約100メートル北へ行った所を右へ約200メートルのところにある民家の隣に位置し、現在は夏植えのサトウキビの収穫あとでした。申請者は居酒屋を運営しながら、サトウキビ栽培も頑張りたいという事です。

7 番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、狩俣線から海中公園向け道路のちょうど中間あたりに位置し、申請者は長年申

請地でサトウキビ栽培をしていますが、今回所有権移転をしたいという事です。

1 1 番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、上野庁舎南側にある JA 給油所前の宮国線・新里線がぶつかる三叉路を約700メートル手前左手に行ったところにある黄色い民家の東隣に位置し、現在はサトウキビのカブだしが管理されています。申請者は、教員を退職後であり、農業に従事して頑張りたいという事です。

5 番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、西城保育所から約300メートルほど城辺方面に進んだところに大きな道路があります。城辺の上水道に向かって約700メートル行ったところにある豚小屋の東隣に位置し、現在は、サトウキビの収穫あとでした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたします。

議長 休憩します。

休憩 14:35

再開 14:45

議長 再開します。

議長 次に、日程第5議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条申請は、3件でございます。
まず、受付番号1番から3番までの説明をいたします。
【議案第4号、受付番号1番から3番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いします。

1 1 番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現場調査を平成28年4月14日に行いました。調査員は11番私芳山、9番上地洋美委員と野崎会長、宮古農林水産振興センターより亘保主任、事務局から下地局長、上地次長、川満次長、下地調整官の8人で行いました。

始めに、13時30分から13時40分まで事務局にて調査内容の説明を受け、4条3件、5条7件、非農地証明3件、計13件の現地調査を13時40分から18時まで行い、18時から18時30分まで調査内容の整理を行いました。調査の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。それでは、4条申請について説明いたします。

それでは、受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は友利公民館の隣に位置し、農地の広がりはない、宅地の広がりあり。農地の区分、10ha未満の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 申請地は、現況は宅地、登記簿上は畑となっていますが、現況が宅地となっているという事はすでに家が建っているということですか。

事務局 参考資料4ページをお願いします。

当初、126-3の1筆に建設予定でありましたが、126-1に今回申請分の152平米がくいこんでおり、その部分だけの申請となります。住宅への進入路として使用しております。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

29番委員 参考資料2ページの申請書の4、資金調達計画に「なし」とありますが、大丈夫ですか。

事務局 この案件については、すでに進入路として使用されており、新たに建設するという事ではありません。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

11番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地はイムギャービーチ北側約300メートルに位置し、農地の広がりはない、宅地の広がりあり。農地の区分、原野や住宅に囲まれた第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 参考資料10ページ、航空写真で見ると現況は畑ではないようですが、これについて説明を求めます。

事務局 申請地の現況は原野でしたが、ハウスなどの建物も少し残っており、登記簿上畑となっているため農業委員会の許可が必要となります。

2番委員 現況でも畑であがっているが、事務局の説明では少し建物もあるという事なので、顛末書が必

要ではないですか。

事務局 申請地には小さいハウスがあり、一部は畑として使用されています。

2番委員 一部畑ということですが、ほかにも建物があるのかどうか確認します。

事務局 ハウスのほかにちょっとした建物がありました。長濱委員がおっしゃるように申請地の全てが畑ということではありません。

2番委員 その建物は現在も地主の方の所有ですか。
農業委員もこれまで見過ごしてきた事例だと思いますが、今後のためにも是正し、事務局としても指導していくべきだと思います。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

11番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、宮古厚生園南側約300メートルに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、おおむね10ha未満の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第5議案第4号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に、日程第6議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条申請は7件でございます。まず、受付番号1番から7番までの説明をいたします。

【議案第5号、受付番号1番から7番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに

説明をお願いいたします。

- 1 1 番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は佐良浜小学校西約100メートルに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、原野や住宅等に囲まれた10ha未満の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

- 1 1 番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は宮古厚生園南約150メートルに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、おおむね10ha未満の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

- 1 1 番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は上野中学校グラウンド北東約300メートルに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、10ha以上の第1種農地ではありますが、例外許可基準、集落接続で許可相当と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

- 11番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は伊良部大橋平良側手前約300メートルに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、約2メートルほどの高低差で分断されたその他の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号5番と6番は関連しておりますので、一括して現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

- 9番委員 受付番号5番と6番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松中学校北側約200メートルに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、集落接続の第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号5番と6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

- 9番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地はJAセリ市場の西側約1キロメートルに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、10ha以上の第1種農地ではありますが、例外許可基準、集落接続で許可相当と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

- 議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第6議案第5号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に、日程第7議案第6号「非農地証明について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
- 事務局 今月の非農地証明願は3件でございます。まず、受付番号1番から3番までの説明をいたします。
【議案第6号、受付番号1番から3番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。
- 議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。
- 9番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、佐良浜小学校近くに位置し、4メートル前後の雑木林に覆われており、農地とは認められないため非農地相当であると判断いたしました。
- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
- 《異議なしの声あり》
- 議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。
- 《異議なしの声あり》
- 議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。
- 9番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、七又海岸沿いメガソーラー施設西側に位置し、申請地を含む一体が岩盤で農地には適さず、農地とは認められないため非農地相当であると判断いたしました。遊休農地B分類に該当します。
- 議長 ありがとうございます。質疑に入る前に遊休農地の分類について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 遊休農地には、A分類・B分類があります。
A分類は、重機等で伐開すればどうにか畑として復元可能な農地、B分類は、大がかりな基盤整備等を行わなければ復元が難しい農地、となっております。
- 議長 ありがとうございます。今の説明も踏まえ、これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
- 2番委員 事務局からA分類・B分類の説明がありましたが、担当委員が現地調査した時点でA分類とは認められない、という事で理解してよろしいですか。
- 事務局 遊休農地については、農地法3条や基盤強化促進法でも国から厳しい指導や意向調査が行われています。将来的にも農地としての利用が困難な土地について、非農地相当であると証明するための判断基準としています。申請があれば柔軟に対応すべきと考えます。

議長 他に質議のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

9番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、宮古特別支援学校北側に位置し、申請地を含む周辺一帯が4メートル以上の雑木林に覆われており、農地とは認められないため非農地相当であると判断いたしました。遊休農地B分類に該当します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

7番委員 参考資料12ページの申請者名が間違っていると思われませんかですか。

事務局 正しくは兼島幸栄さんです。すみませんでした。

議長 休憩します。

休憩 15:15

再開 15:18

議長 再開します。

議長 他に質議のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
以上で、本日の議案・報告の審議は全て終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手でお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

18番委員 平成28年1月26日に提出された農地法規則第33条第4号における住宅の解釈についてですが、この案件については、農業委員会、宮古島市議会でも質問や議論がなされており、経過についてはある程度理解しております。しかし現在も相談が寄せられているため、私見を交えながら意見を述べさせていただきたいと思っております。皆様の方でもご検討よろしく申し上げます。

まず、申請人は現在平良東仲宗根在住であり、県・市の道路拡張工事に伴い立ち退きを余儀なくされています。申請人は新築住宅の建設のため生まれ育った地域である申請地、城辺福里東高良越を予定地として農業委員会に申請していますが、集落接続の問題で受け付けてもらえないという事です。

申請人がこの場所を強く希望する主な理由は、①新たな土地購入費等の負担増はさげたい ②現在も親兄弟が住んでいる地元である ③親譲りの広大な土地がある ④約35年ほど前に2人の方に土地を分筆し、住宅が建設されている 等々であり、申請者本人が今回申請した際に不可能であるとされたことに納得ができないという状況です。

農業委員会事務局の方から代替地として推薦されている場所がありますが、①過去に申請者の父親が経営していたサーター屋跡地であり、当時火を使用していた ②昔その土地周辺には沼地があり、不慮の事故があった 等々の理由により、申請者はその場所は住宅建築には不適切であると考えております。

城辺福里には5つの集落がありますが、申請地がある福南地区は、平成15年3月に旧城辺町において住宅マスタープランが制定され、また平成17年3月には城辺福里比嘉地区土地利用調整計画も策定され、住宅地として指定を受けています。そのことも踏まえて、申請人はこの土地に強くこだわっている次第です。

申請人から再三にわたり相談を受け、私友利は県農政経済課の職員の方とお会いしてきました。県の説明によると、集落接続の問題については国の法律事項であり、国の許可基準に基づいて判断すべきであるという事でした。また、県の条例化はされていないが、例外許可はあり、その地域が都市計画法ではどのような取扱いになっているかを調べる必要があるとの指摘も受けました。

従って、農業委員会事務局としても、島に伝わる慣習や当該地における住民の意思に沿った意見の素案作りを急ぎ、また均衡発展ある住宅造りに貢献できる農業委員会であることを心からお願い申し上げます。

申請人は、3月31日付けで立ち退き契約をすでに県と交わしているため、住宅の建設予定地の決定を急いでおり、現在大変困っているということをご理解いただきたいと思います。

事務局 友利委員のおっしゃるように、住宅を建設する申請者側の切実な心情も十分に理解できますし、それぞれに事情があり、要望等もいろいろ聞いております。国や県の考えとしては、あくまでも集落接続の基準に則って判断すべきとしています。地域の実情も踏まえた上で、農業委員会としても国や県の法律に基づいて判断するしかありません。その土地の背景にある話が国や県に通用するかどうか疑問ですし、現段階において、農業委員会としては、申請地を変更して改めて申請していただくようお願いしております。

18番委員 申請人は、道路拡張工事に伴って仕方なく立ち退くわけであり、申請地は自分の土地なのに住宅建築が認められず納得できないわけです。県の説明の中にもあった例外許可ですが、今回の様な特殊な状況を考慮して、それを適用していただければと思います。

2番委員 集落接続の問題について議論を重ねておりますが、県のほうでも議論がなされていると聞いて

おります。市議会での状況も踏まえて、我々農業委員会としてどのような取り組みをすればいいのか、現在の進捗状況を教えてください。

事務局 4月8日に行われた第1回常設審議委員会で配布した説明資料を配布します。

【別紙説明資料及びアンケート調査結果朗読、内容省略、資料参照】

県内39農業委員会に資料配付及びアンケートを依頼し、その結果を受けて今度開催される第2回常設審議委員会で、集落接続の問題についてある程度の方向性が決まってくると思います。宮古島市議会では、その方向性が決まった段階で要請行動を行っていくという事ですが、農業委員会としては先に取り組んでいきたい旨を伝え、とりあえず今は静観してくれるよう議長にお願いしています。農業委員会、市議会共に足並みをそろえて取り組むことが、より効果的であると考えておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

2番委員 別件ですがもう一件お聞きします。

一時転用について、許可申請及び復元完了報告がどの程度なされているか教えてください。農業委員会も現場確認は行っていると思いますが、私が見た限りでは、復元されていない場所も多々見受けられます。場所によっては、伐開後コーラル等を敷いて復元完了としているところもあります。しかし、元々農地であるので農業委員会に申請を行っているわけであり、そのような状態で復元完了とは言えないのではないですか。我々農業委員会はきちんと最後まで見届ける義務があると思います。現在までの申請及び復元完了報告の件数を調べて、次回の総会で報告していただきたいと思います。

事務局 一時転用の申請等につきまして、次回の総会までに件数や状況を調べて報告します。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

(発言なしの声あり)

議長 発言がないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成28年第4回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 15:50

平成28年4月22日

会 長 野崎 達男

10番委員 瑞慶覧 健一

11番委員 芳山 辰巳